

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	浅小井町 (浅小井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

浅小井地区の農業者は22経営体あり、このうち野菜農家が2経営体である。また、浅小井町内の認定農業者を除く農家はほとんどが農事組合法人浅小井の組合員となっている。入作農家は6経営体あるが、耕作面積は少なく区域全体の5%程である。区域内に耕作放棄地はないが、農地の高度利用、作業効率化を図るために可能な限り分散する農地の集約化が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に作物の団地化を行い生産性の高い農業を進める。また、農業者においては自らが生産コストの削減や高付加価値化を推進し、農産物の品質確保と収益の向上を図る。農地においては、今後の農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
継続して集落での話し合いを行い、基盤整備事業を活用し農用地の大区画化等を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外から、経営体を募集することはなく、地域内で経営体の意向を踏まえながら担い手としての育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ③AIやIoT、ドローンなどの先端技術の導入・活用をする。
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全する。